

丸森町空家等対策計画

令和7年3月

概要版



丸森町では、人口減少及び少子高齢化の進行等により、空家等が増加しており、その対策が課題となっていることから、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に進めるため、「丸森町空家等対策計画」を策定しました。

5 住民等から空家等に関する相談への対応に関する事項

住民等からの空家等に関する一般的な相談に対応するため、相談窓口を子育て定住推進課に設置します。相談内容に応じて、担当する所管課と連携し適切な対応に努めます。

6 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

丸森町では、空家等対策に関係する庁内関係部局の連携体制の整備を図るとともに、協議会を設置し対策等を協議していきます。

丸森町空家等対策委員会

副町長、総務課長、企画財政課長、町民税務課長、保健福祉課長、子育て定住推進課長、農林課長、商工観光課長、建設課長、危機管理専門官

丸森町空家等対策協議会

町長、丸森町行政運営推進委員会、丸森町住民自治組織連絡協議会、宮城県司法書士会推薦司法書士、宮城県宅地建物取引業協会推薦宅地建物取引業者、丸森町建設職組合、宮城県建築士会推薦建築士、丸森町民生委員児童委員協議会、丸森町商工会、まるもり移住・定住サポートセンター

7 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

空家等に関する丸森町の制度は、次のとおりです。

(令和7年3月31日現在)

事業名	担当課	連絡先(電話)
空き家バンク制度	子育て定住推進課 (まるもり移住・定住サポートセンター)	0224-87-7837
空き家利活用促進支援事業	子育て定住推進課	0224-51-9905
空き店舗等活用・承継事業	商工観光課	0224-87-7620
木造住宅耐震診断助成事業	建設課	0224-72-3032
木造住宅耐震改修工事促進助成事業		
危険ブロック塀除去事業		

丸森町空家等対策計画の本編は町ホームページで閲覧できます。



発行日 令和7年3月 発行 宮城県丸森町

編集 丸森町子育て定住推進課 TEL 0224-51-9905
〒981-2192 宮城県伊具郡丸森町字鳥屋120番地

1 基本的な方針

【1】空家等の現状

本計画の策定に先立ち、令和5年度に丸森町空家等実態調査を実施しました。空家等の件数は431件で、内訳は以下のとおりです。

単位：件

特定空家等認定の検討が必要	将来的に特定空家等になる可能性あり	問題なし	合計
17	66	348	431

空家等と判定された431件のうち、「特定空家等認定の検討が必要」「将来的に特定空家等になる可能性あり」と判定された83件は地域の生活環境に影響を与える可能性が高い空家等です。また、各地区の行政運営推進委員と調査結果を共有したところ、地域では特定空家等認定の検討が必要と感じている空家等は調査結果より多いと感じており、調査結果と地域の認識にズレがあることが分かりました。今後、特定空家等の認定は判断基準^(※1)に基づく結果だけではなく、丸森町空家等対策委員会での協議及び該当空家等が地域にもたらす影響等も鑑みて判断をしていきます。

(※1) 『宮城県特定空家等の判断基準』

【2】空家等対策の基本方針及び数値目標

◆適正な管理が行われていない空家等に起因する暮らしの安全性の低下及び公衆衛生の悪化から、地域住民の生活環境の保全を図ります。

指標名	単位	令和5年度(実績値)	令和10年度(目標値)	目標値の測定あるいは取得の方法
対処完了空家等件数(累計)	件	1	5	適正な管理が行われていない空家等として住民から通報があった空家等のうち、対処が完了した空家等の累計数

◆空家等の利活用を促進し、移住者及び町民の定住に繋がります。

指標名	単位	令和5年度(実績値)	令和10年度(目標値)	目標値の測定あるいは取得の方法
丸森町空き家バンクのマッチング件数(単年)	件	24	25	丸森町空き家バンクに登録がある物件の年度単位のマッチング数
空家等の助成制度の補助件数(単年)	件	9 ^(※2)	13	丸森町が実施する空家等に関する助成制度の補助件数の合計

(※2) 令和5年度の実績値はしあわせ丸森暮らし応援事業補助金内「空き家再生支援事業」「家財道具等処分・清掃支援事業」及び「空き店舗等活用・承継事業補助金」の合計

【3】計画期間

「第六次丸森町総合計画」との整合を図り、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10年間とします。なお、空家等の状況や法制度の改正等を踏まえ、必要に応じて改正等を検討します。

2 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

空家等は、空家等の所有者等が自らの責任により的確に対応することが前提です。しかし、様々な事情から管理を十分に行うことができない等、その管理責任を全うできない場合も考えられます。丸森町では、所有者等による空家等の適切な管理を促進するための取組について、検討及び実施を進めています。

相談体制の整備

所有者等からの空家等に関する相談窓口を子育て定住推進課内に設置し、空家等に関する相談に対応します。また、相談内容に応じて、担当する所管課と連携し対応します。

マッチングに係る支援

丸森町空き家バンクの登録等を推進し、所有者等とのマッチングの促進を図ります。

空家等の所有者等の意識の涵養及び理解増進

空家等の適切な管理の重要性や空家等の周辺地域にもたらす諸問題への関心を広く惹起し、地域全体でその対処方策を検討・共有するための取組を行います。

- ・固定資産税の納税通知書等に空家等の適切な管理を促すチラシを同封
- ・空き家相談会の開催
- ・相続登記に関する啓発活動 等

3 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

空家等の中には、修繕等を行えば地域交流や地域活性化の拠点として活用できるものも存在します。空家等対策を推進する上では、その跡地も含めた空家等を地域資源として活用するために、空家等の活用方策を検討することも重要です。丸森町では、次の取組により空家等の活用の促進を図ります。

空家等に関する情報提供

利活用可能な空家等の情報について、その所有者の同意を得た上で、インターネットを活用し、当該空家等又はその跡地を、購入又は賃借しようとする者に広く情報提供していきます。

- ・まるもり移住・定住サポートセンターのホームページやSNSによる情報発信
- ・「全国版空き家・空き地バンク」への参画

地域資源としての利活用の推進

利活用を促進するため、空家等に関する助成制度について広く周知していきます。また、空家等を丸森町にて修繕し、地域活性化を図るため、移住希望者の居住用等として活用することを検討します。

4 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項

地域住民が生活環境に不安を感じる特定空家等※3は、周辺住民への影響の度合い等を総合的に判断し、適切な措置を実施していきます。

※3特定空家等：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのあるもの

【特定空家等の対応フロー図】

